

## 第2回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会会議録

1 日 時 平成24年3月16日（金曜日）

午後2時30分～午後5時

2 会 場 第2研修室

3 出席者

（委員会） 池 村 好 道 委員

鎌 田 潔 〃

小 松 大 秀 〃

斎 藤 純 一 〃

高 橋 秀 晴 〃

藤 盛 節 子 〃

古 谷 薫 〃

渡 辺 英 夫 〃

（事務局） 総務部副理事兼文書法制課長 中 島 修

文書法制課参事 嶋 貢

〃 副参事 西 谷 隆

〃 主席主査 塚 田 留美子

〃 主席主査 澤 田 石 真

〃 主席主査 三 浦 まゆみ

〃 主事 佐 藤 康 直

〃 主事 大 塚 哲 平

〃 主事 菅 原 忠

4 案件

(1) 案件① 第1回検討委員会会議録について

(2) 案件② 条例案の概要等について

(3) その他

## 第2回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会会議録

- 事務局(塚田) | ただいまから、第2回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会を開催する。では、以降の進行は、会長から進めていただく。  
なお、会議の終了は、おおむね午後5時とするので協力をお願いする。
- 池村会長 | それでは、議事に入る。議事の(1)案件①「第1回検討委員会会議録について」事務局から説明願う。
- 事務局(澤田石) | (案件①に基づき説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問はあるか。  
ないようなので、説明のとおり第1回検討委員会会議録について修正を行う。
- 池村会長 | 次に、議事の(1)案件②「条例案の概要等について」事務局から説明願う。
- 事務局(澤田石) | 初めに、説明の進め方だが、資料「国と本市の文書管理の比較」について、プロジェクターを用いて説明を行う。その後、先に送付していた「秋田市公文書管理条例（仮称）案の概要等について」（以下「条例案の概要」という。）で、条例案を1条ずつ説明し、それについて、意見、質問をいただく。  
  
(「国と本市の文書管理の比較」に基づきプロジェクターで説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問はあるか。  
ないようなので、「条例案の概要」について事務局に説明を願う。
- 事務局(澤田石) | (「条例案の概要」に基づき、「題名、目次」について説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。  
ないようなので、第1条について事務局に説明を願う。
- 事務局(澤田石) | (「条例案の概要」に基づき、「目的」について説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

池村会長 事務局で、議論を深めるために、こういう部分を聞いてみたいというものはないか。

事務局(中島) 目的規定は、条例の全体を解釈する上で、非常に重要なものになる。そのため、国の法律を参考に作っているが、国と地方公共団体には違いがあり、「条例案の概要」1条の規定のポイントの(1)の「健全な民主主義の根幹を支える」の部分については、書きすぎではないかという懸念があった。しかし、「地方自治は民主主義の学校である」という言い方もされるので、最終的に条例案でこの表現を用いている。

また、(2)の「住民自治の担い手である」という表現は、国にはない文言である。国では、「主権者である」としているのだが、この主権者を条例で、どのように表現するかが問題であった。そこで、独自性を出す意味でも、法令用語ではないが、地方自治法を学んでいるとよく出てくる「住民自治」を用いて、「住民自治の担い手である」という表現で市民という言葉の説明することとした。

(3)の「市民の知る権利を尊重し」の表現も、国にはないものである。情報公開条例で使用しているものであるが、情報公開と公文書管理は車の両輪のような関係であることから、こちらの条例にも入れたいと考えている。

(4)の「市民の権利利益の保護および適正かつ効率的な市政運営に資すること」という表現も、国にはないものである。以上について審議願いたい。

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。  
ないようなので、第2条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「定義」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

斎藤委員 議会文書については、議事録以外にどんなものがあるか。

事務局(嶋) 議会文書については、本会議、委員会等の議事録もあるが、議会には事務局があり、そこでは庶務的な事務も行っている。それらに係る文書も公文書として扱うこととなる。

斎藤委員 本会議も含め議員が発言した議事録も、議会事務局が作った文書も、同じレベルで議会関連の公文書ということになるのか。

- 事務局(嶋) 公として業務に使用したものは全て、公文書として扱うこととなる。
- 高橋委員 題名にも関わることだが、この条例では、公文書だけではなく、法人文書も取り扱っており、秋田市公文書等管理条例とするのが正確なのではないか。公文書には広義の公文書と狭義の公文書があるようだが、これらをどう考えればいいのか。
- 事務局(中島) 条例の中で、公文書について広義、狭義、二種類の使い方をしていて、題名に「等」が付かないのは不正確ではないかというご指摘だと思うが、これは、一つに題名の付け方のテクニカルな問題がある。例えば、先程説明した債権管理条例の題名では、「等」を付けることで正確性を求めるのか、付けないことで分かりやすい方に力点を求めるのかという二つの考え方があったが、最終的に「等」を付けないこととした経緯がある。今回の条例についても、題名に「等」を付けないことで分かりやすさの方を選択したものである。  
また、全体を通しての「公文書管理」の用語の使い方としては、「定義」に沿った形としようとしているが、「公文書管理」は一般的な言葉でもあり、混在した部分もあるので、法令審査等で精度を上げていきたいと考えている。
- 高橋委員 予備知識なしに見ると、「公文書等」と規定しているのに、題名に「等」が付かないのは、混乱するのではないか。「公文書管理」というフレーズがあるということだが、一般的には、それはよく分からないことだと思う。
- 事務局(中島) 資料の中でも、「公文書管理」、「公文書の管理」、「公文書等の管理」という複数の言い回しが出てきている。法律の概念は厳格なものであるという認識を持つべきだというご指摘だと思うので、事務局で、見直しを行い、次回以降にどのように解釈し、整理したかをご報告したい。
- 池村会長 今の議論について詰めていけば、法律でいうと「公文書等の管理に関する法律」としていながら、略称としては「公文書管理法」としている。高橋委員のご指摘のとおり、正確に条例の題名を考えるとすれば「公文書等の管理に関する条例」となるが、国の略称と同様に「公文書管理条例」としてはどうかというのが事務局案である。分かりやすさから言えば、確かに分かりやすくないのかもしれないが、近づきやすさはあると思う。市民が見た場合に、「等」は何を指すのかと混乱してしまうことは避けられるのではないか。

渡辺委員

分かりやすさ、分かりにくさの観点から簡素化を図って、「等」を省いたということだと思うが、逆に分かりにくくさせる面が出てくるのではないか。法律では「歴史公文書」、「特定歴史公文書」という新しい概念を入れて、「公文書等」として一括して取り扱っており、これが今回の法律の特色である。この法律に基づき、条例を策定する際に、条例の題名から「等」が省かれてしまうと、その特色が見えなくなり、今までの公文書管理と何が違うのかと現場の職員に混乱が生じるのではないか。条例では、職員が文書の作成、取得の段階において、歴史公文書なのかを判断することになっているが、その混乱により、正しい判断ができなくなるのではないかと不安に思っている。更に言うと「等」が付くことによって現場の職員が疑問に思い、それを正しく認識できるチャンスになるのではないか。最初は戸惑うかもしれないが、私は「等」が付いた方がいいと考える。

藤盛委員

国では、「行政文書」としているところを条例では、「公文書」としたことについて、もう一度、詳しく説明してほしい。

事務局(中島)

国の場合は、行政府が定める「行政文書」、立法府が定める「立法文書」、司法府が定める「司法文書」があり、三権分立に基づいて、きちり定まっている。それに対して、地方公共団体では、議会を議決機関、市長部局等については執行機関としており、この場合に「行政文書」という言葉を使えるかどうかという問題がある。これについては、情報公開条例を制定する際に既に議論しており、実施機関の中に議決機関を入れるという決定をしたことから、国の立法文書に当たる文書も取り扱うということで、行政文書という言葉は使わないで、公文書という言葉に置き換えることとしている。情報公開条例において、こういった棲み分けをしていたので、本条例においても公文書としたものである。

藤盛委員

実施機関の中に議会も入れるということで、「公文書」という言葉を用いることは、情報公開条例を制定する際にも議論になったことを覚えているが、やはり市民からすると、そういった文言の使い方は分かりづらいと思う。したがって、「公文書」の定義を定める際には工夫が必要だと考える。

藤盛委員

定義に「実施機関」、「地方独立行政法人」、「公的団体」とあるが、いずれも実施機関に当たるものではないか。

- 事務局(中島) この実施機関という用語も、国のレベルでは平成13年に情報公開制度がスタートした時点で使われていて、本市では、平成10年に情報公開条例の制定された時に工夫して使った。
- これらの用語を整理すると、「実施機関」は、内部的な行政組織を区分して、それを取り込むような形で射程範囲を決めているどちらかという新しい用語である。「地方独立行政法人」は、どちらかという外部的な要素が強いもの、「公的団体」については、完全に外部というように整理している。
- 藤盛委員 整理の仕方はよく分かった。文言の整理については、情報公開条例に合わせていくのか、それとも見直しを図っていくのか、はっきりさせたかったので、あえて申し上げた。
- 事務局(中島) 先程の題名についてだが、「秋田市公文書等の管理に関する条例」という言い方をしないで、親しみやすさ、イメージのしやすさを選択して略称的なものにしたが、これについては、事務局で検討して次回、報告させてもらう。
- 池村会長 国の法律でも公文書管理委員会というものがあるが、これについては必ずしも公文書だけを取り扱うとは限らない。特定歴史公文書の利用問題も取り扱う。このように、正確に問い詰めていけば、国の場合であっても、代表的なものを抽出して公文書管理委員会としていると理解せざるを得ない。そのようなテクニカルな部分もあるので、それを踏まえて判断する必要がある。
- 渡辺委員 特定歴史公文書等の定義の「歴史公文書等のうち、保存期間が満了し、市長に移管されたもの又は法人等もしくは個人から市長に寄贈され、もしくは寄託されたもの」の「歴史公文書等のうち、」の文言はどこまでを修飾するものなのか。
- 池村会長 これについては、「保存期間が満了し、市長に移管されたもの」まで係り、そこで切れる。もう一つの区切りが、「又は」以下で、例えば国で言えば、総理大臣の手記のようなものである。
- 渡辺委員 是非、「又は」の前に読点を打って、別に考えてほしい。最後まで係ってしまった場合、例えば、那波家文書については、特定歴史公文書等に規定されなくなってしまう。
- 事務局(中島) 又の前に読点が付くのは、法制執務上、動詞の活用として連用形を使う場合である。ものという名詞を択一的に並べているので法制

執務上、ここには読点は打てないことになっている。このまま読点を打っても、法令審査の課程で、今の説明では落とされる可能性が高い。読点を打つことに関して検討はするが、今の段階では、必ず打つとは断言できない。

高橋委員 標記の問題と内容の問題があるが、主は内容の問題の方なので、例えば文を二つに分けてはどうか。

池村会長 概念的に言えば、「歴史公文書等」というのが一番広い意味で、その中に「又は」で2種類入っている。そこが分かりやすいようにというのが委員二人の意見である。例えば、法律での標記を見てみると、個々に分けられており、このような標記にすれば、分かりやすいのではないか。

事務局(中島) 委員の意見を踏まえ、この部分は、国と同じように号列記した形で、次回の検討会に提示したい。

渡辺委員 公文書館については、独立した施設を設置せず、その機能を市長事務部局が担うとなっているが、既に秋田市が所有している歴史的公文書も一括して市長事務部局が担うのか。例えば、中央図書館明德館で所有している古文書があるが、この利用については、図書館で行われている。これが、市長部局が担うことになったら対応できるか心配である。

事務局(中島) 全て担おうとすると、人的、予算的担保がなければならないが、ご指摘のとおり、教育委員会でも所有する歴史的価値を有する文書は、多数存在する。現在、それらに関しては、確立された保存方法、閲覧方法があり、そういった部分は尊重しながら、やっぴいかざるを得ない。担うとはなっているが、全体的に調整役を果たしながら、より有効に特定歴史公文書の利活用、保存をしていくぐらいの意味合いである。したがって、全部一括して市長事務局で行うということは、現時点では想定していない。

小松委員 特定歴史公文書等は歴史公文書そのものだと思うが、国や市はどのように定義づけしようとしているのか。

事務局(中島) 最初に歴史公文書等という広い概念があって、その中で歴史的価値の高いもので、国でいえば国立公文書館に移管したものを特定歴史公文書等としている。現用中の文書でも、歴史的な価値を有するものもあり、これが非現用になり、移管されると特定歴史公文書等

	となるものである。
小松委員	すると、国においては法律が、市においては条例が施行した後に、そういった扱いを受けたものが特定歴史公文書等となるのか。
事務局(中島)	条例上のルールでは、そういう取扱いになる。
小松委員	条例施行後は、ずっと特定歴史公文書等は続いていくことになるのか。
事務局(中島)	ご指摘のとおりである。もう一つ加えさせてもらおうと、特定歴史公文書等となるべき文書は大量にあり、これを利用の請求の対象にするためには、それなりの工夫をしないと処理しきれないことになる。そのため、計画的な特定歴史公文書化という作業を行う必要がある。現在、秋田市では永年保存文書という概念があり、これをこの後、機械的に全てを特定歴史公文書等に位置づけるということも可能だと思うが、これについては検討委員会で諮っていきたいと考えており、保存のあり方、利用のあり方を精査していきたい。
小松委員	情報公開の対象となるのが、特定歴史公文書等か。
事務局(中島)	情報公開制度については、現用文書を対象とするので、特定歴史公文書等は非現用のため、該当しない。公文書管理条例が制定されてからの利用の対象が、特定歴史公文書等である。
池村会長	特定歴史公文書等は、情報公開制度の利用の対象にはならないが、歴史公文書等は対象になり得るということである。 特定歴史公文書等については、情報公開という制度ではなく、利用請求という扱いにしていく、トラブルがある場合は、公文書管理委員会が担当する、そういう制度づくりをしていこうということである。
池村会長	それでは、第3条について事務局に説明を願う。
事務局(澤田石)	(「条例案の概要」に基づき、「法令等との関係」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。 ないようなので、第4条について事務局に説明を願う。
事務局(澤田石)	(「条例案の概要」に基づき、「文書の作成」について説明)



- 事務局(中島) 事務局から補足させていただく。先般、国の機関で会議録が作成されていなかったことについて公文書管理法違反だとマスコミに取り上げられたが、本市で似たような事例が発生した場合に、条例違反の根拠になるのがこの規定である。会議録を作らない、その経緯を残さないといった実務が多いため、それを改めさせる趣旨で会議録を作ることを義務づけたものである。ただし、これによって極端な事務負担になってしまうのも問題である。したがって、会議録については会議の性格に合わせて、直接話法的に全てを記載するものや、要旨要点筆記でいいもの等の基準作りをしないと実務上混乱が生ずると考えている。
- 渡辺委員 得喪という文言は、一般的に分かりづらいと思うが、使わなければならないのか。
- 事務局(中島) 取得と喪失をひっくるめて表す場合に、得喪と使うことになっているが、分かりやすさの観点から、取得と喪失と分けて書くという考えもあるので、事務局で再度検討したい。
- 高橋委員 実施機関で構成される会議という表現では、実施機関で行われる会議全てが、その対象になってしまうのではないか。また、実施機関における管理職員で構成される会議その他これらに準ずる会議という表現は、その範囲が全て重なってしまうのではないか。
- 事務局(嶋) 対象が重なっているのではないかというご指摘だが、国とは組織が違うため、このような表現になっている。実施機関で構成される会議とは、例えば、市長部局と教育委員会の間で重要な意思決定をする会議が開かれることがあるが、そのようなものを想定している。また、実施機関における管理職員で構成される会議とは、市長部局の中の部局長会議のようなものを想定しており、「これらに準ずる」に関しては、今後、詳細を検討しなければいけないので、全庁的にどのような会議があるのか調査を行っている。
- 高橋委員 管理職員が参加しない重要な会議というのがあるのか。
- 事務局(嶋) 課長級より下の者には、通常決裁権を持たせていないので、そのレベルでは意思決定を伴うものはないと考える。
- 高橋委員 それでは、実施機関で構成されるというのは複数の違う実施機関で構成される会議、実施機関における管理職員で構成される会議と

は、実施機関内の管理職員で行われる会議ということか。そして、管理職員が入らない会議は原則的に対象にならないということか。

事務局(嶋) 基本的にはそうだが、管理職員が入らない会議であっても、上層の会議があり、その分会のようなものに任せるといった場合には該当するかもしれない。現在、そのような会議があるのか、調査している状況である。

事務局(中島) 新庁舎検討委員会に分会があり、管理職員ではない職員がその構成メンバーとなっているが、こういう会議であれば会議録が必要という判断もできる。書き出しを読むと、国と比べて範囲がかなり広いのではないかと委員からご心配いただいたので、この部分については、解説の書き方と条文で「原則的に」といった文言を修飾的に使用することができるか等を事務局で検討させていただきたい。

また、リードの部分で、「軽微なものである場合を除き」としているので、調査を行い、施行までにその境目を明確にする必要があると考えている。

高橋委員 文書を作成する基準をあまり下げて設定してしまうと、全ての文書を作成するのが困難になり、市民から文書が作成されていないのではないかと大問題になる可能性があるので慎重に基準を定めてほしい。

池村会長 市としては別表化を図るといような発想はないのか。「準ずる」や「軽微なものを除く」といったものは、具体的に示した方が分かりやすいのではないか。

事務局(嶋) 具体的なものについては、現在、調査中だが、実施機関の中で、同じような会議で取扱いが違うのは問題があるので、国でいうところのガイドラインのようなもので基準を出していくことになると考えている。

池村会長 それでは、第5条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「整理」について説明)

渡辺委員 「条例案の概要」では、「実施機関が作成し、」と主語が実施機関になっている。本日渡された「秋田市公文書管理条例概要・公文書等の管理に関する法律対照表」では、「実施機関の職員が」となっており、職員が主語となっている。主語を職員に統一してほしい。

- い。
- 事務局(中島) 標記の不整合については、事務方の読み合わせの不十分からきているのでお詫びする。第2条で、公文書は「実施機関の職員が職務上作成し、」と規定されており、条例の条文で「職員が」の部分が落ちることはない。
- 高橋委員 保存期間の満了前のできるだけ早い時期とは、判断できるならすぐの意味なのか、保存期間の満了ぎりぎりにならないくらいの意味のどちらか。
- 事務局(中島) どちらのニュアンスも含まれているものである。客観的に見て明らかに歴史的な価値があるものについては、レコードスケジュールの考え方から、すぐに歴史公文書等に該当すると定める。また、最初は曖昧だったが、徐々に歴史的な価値が浮き彫りになってきたものについては、保存期間満了直前に判断するということも考えられる。できるだけ、余裕を持って行うという意味である。
- 高橋委員 保存期間が30年の文書についても、1、2年で、それを定めることは可能だということか。
- 事務局(中島) 判断できるのであれば、保存期間が30年の文書であっても、最初の段階で歴史公文書等に該当すると定めることができる。
- 古谷委員 条文を国と比べると主語が曖昧な部分が多い。例えば第5条であるが、「公文書を作成し、又は取得する」のは実施機関の職員のことなのか。「次の分類し、名称を付し、保存期間を決める」のは、市長なのか。
- 池村会長 それらについては、事務局で整理してほしい。基本的には、この条例でも情報公開条例でも実施機関と言う場合は、いわゆる行政庁を指している。つまり決裁権を持っているものを指していて、保存期間等を定めるのは決裁権者でなければならないとしている。しかしながら、公文書の作成については、組織共用性のあるものであれば、決裁に至っていないものであっても公文書になり得るので、そこには微妙な言葉遣いが必要になってくる。古谷委員の発言は、そこを意識しながら十分なものにしてほしいということである。
- 池村会長 それでは、第6条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石)	(「条例案の概要」に基づき、「保存」について説明)
渡辺委員	中間書庫については、この後の条で規定されるのか。
事務局(中島)	<p>市長が公文書館機能を担うという標記が先程あったが、その中で整理されている用語の一つが中間書庫である。条例に規定されるかという質問であるが、今のところその予定はない。ただし、市長が、他の実施機関から依頼を受けて特定歴史公文書を保存するという仕組みを設けたいとは考えている。具体的な中間書庫機能を条例に定めると、その人的、財政的な部分も担保されていないので、それぞれの状況を見ながら運用していきたいと考えている。</p> <p>とりあえず、条例中に中間書庫に関する根拠規定は置かないで、市長が担う公文書館機能の中で、うまく回しながら中間書庫機能の役割を併せて担っていきたい。</p>
渡辺委員	<p>現用文書から非現用文書になったとき、例えば10年の保存期間の文書で5年経過した文書等は、保存期間が残っている非現用文書で、これを保存するのが中間書庫だと思うが、その具体的なイメージが描けない。</p> <p>また、「条例案の概要」では中間書庫の機能に係る規定を盛り込むこととしたいしているのに、条例では規定しないという説明だったが、それは条例の下のレベルの規則等で定めるという意味か。</p>
事務局(嶋)	<p>まず、非現用文書についてであるが、これは保存期間が終了しているものをいう。中間書庫については、現用文書で執務室内の保管の時期を過ぎた文書を保存することを想定している。これらの文書は、一応、まだ実施機関の長の支配下にはあるが、散逸を防ぐために預かるということである。中間書庫で行う作業については、廃棄までの保存期間中に、歴史的価値のあるものについては、抜いていくということを想定している。</p> <p>また、「規定を盛り込む」の表現は、国では公文書館があり、そちらで公文書館機能のようなことは、規定されているが、市にはそれが無いので、独自にやらせてもらうという内容を条例に盛り込むという意味である。</p>
池村会長	国は国立公文書館法に規定されており、市は条例に定めるということである。
渡辺委員	現用文書と非現用文書については理解したが、原課において保管

できない現用文書は増加していくのだから、中間書庫の整備が大事である。国では国立公文書館があり、ちゃんと器も人もあるが、秋田市の場合は、器も人も定まっていない。それにより、原課で作業を行うこととなり、歴史的な価値のある文書も廃棄されてしまうのではないか。

事務局(中島) 現在、新庁舎の建設の計画が進んでいて、総合書庫の容量は現庁舎に比べて約2倍となり、各階にも書庫スペースを確保できるようである。また、この研修棟の1階にも書庫があり、新庁舎の計画では、取り壊す予定であったが、ここを中間書庫機能を確保するため残してほしいと要求しており、これを粘り強く続けている。

斎藤委員 適切な記録媒体とは具体的にはどういうものか。

事務局(中島) 具体的には、電子データ、マイクロフィルム等を想定している。

斎藤委員 電子データについては、例えばUSBメモリ等に入っているだけで公的に保存していることになるのか。それとも紙とセットでなければならないのか。

事務局(中島) すでに国際的にも、国内的にも電子化が進んでも、紙はなくなるといのが定説になっている。仮に電子決裁が導入されたとしても先進都市の例を見る限り、紙はなくならないので、紙の管理と電子データの管理は併行して行われていくと考えている。

池村会長 それでは、第7条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「公文書ファイル管理簿の記載事項等」について説明)

池村会長 「条例案の概要」の規定のポイントの(1)のアからクまでを個別に検討とはどういうことか。

事務局(澤田石) 秋田市では、アからクまでを必ず記載しなければならないと規定しているが、この中の項目についても、規則に委任することもできるので、そういうものがないか検討していただきたい。

池村会長 ないようなので、第8条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「移管又は廃棄」について説明)

池村会長 公文書等を廃棄するに当たっては、あらかじめ市長へ協議することとし、協議不調の場合等には公文書管理委員会に諮問するというのは、国にはない優れた制度だと思うが、その理由付けを執行機関の多元主義としているのはどうか。国の場合でも、職権行使の独立性が認められており、地方自治体と同様なので理由としておかしいのではないか。理由については、例えば、廃棄について疑義がある場合については慎重を期する意味から、この制度を導入したいとしてはどうか。

藤盛委員 それに関連してだが、多元主義という文言を前面に出すより、市民共有の知的資源として、といった位置づけをうたわれた方がいいのではないか。ただ言葉を先に出すこと自体は、売りにはなると思うが、伝わりづらいのではないか。

また、第1条の「目的」のときに意思表示しなかったが、「住民自治の担い手である市民」と「適正かつ効率的な市政運営」という二つの表現については取り入れていただきたいと思う。

池村会長 あえて付言するならば、国と違うのは、国は議会を含めていないが、本市の場合は、議会を実施機関として組み入れないといけない。市長と議会の関係をどう考えていくのかという視点を持つということが重要になってくる。あえて理由を書くとすれば、慎重を期するという言葉につけるのではないか。

渡辺委員 市民から不服申立てがあった場合、公文書管理委員会に諮問することとなっているが、この委員会に権限はどの程度あり、答申が出た場合に、必ず従わなければならないものなのか。また、審議会ではなくて委員会という名称でいいのか。

事務局(中島) 名称の如何に関わらず、諮問を受けて、答申する機関については法令上は、附属機関で統一されている。公文書管理委員会は、適正な判断をするために、識見のある方々から参考意見をいただくためのものである。この委員会は意思決定機関ではないが、この条例の中では、公文書管理委員会の答申を尊重しなければならないという規定を置きたいと考えている。

池村会長 少なくとも市民と市長の間で問題が生ずるということではない。あくまでも、実施機関と市長との間で問題が生ずるということである。それから、尊重するという言葉を使ったからといって事情が変わってくるというものでもない。あくまでも、この委員会は、諮問

機関に過ぎない。

ちなみに、学説上では、行政委員会とは違うのであるから委員会という名称は使うべきではないといったものもあるが、実務上は統一されておらず、審議会に相当するものでも委員会としているものもある。

事務局(中島) 中には、介護認定審査会のように意思決定をするものもあった。審査会等については、個別に見ないと分からないが、あらかじめ意思決定機関ではないと言える。

渡辺委員 答申を是非、尊重するとしていただきたい。諮問しました。答申しました。意見だけ聞いておきます。というものであってはならない。

池村会長 それはなかなか難しい問題で、責任を持つのは行政庁である。だから必ず答申がAと言ったら、行政庁はAでなければならないといった縛りを生じさせることは考えなければならない。法的拘束力を持つ審査会や審議会といったものは、非常に少ないのが現状である。

池村会長 それでは、第9条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「管理状況の報告等」について説明)

池村会長 ないようなので、第10条について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「公文書管理規則」について説明)

池村会長 ここでの公文書管理委員会の役割については、国と同じであるが、国では内閣総理大臣の承認というものを設けているが、この条例では市長は登場しない。実施機関の判断次第ということになる。ただし、公文書管理委員会の諮問は必要となる。

池村会長 ないようなので、第3章について事務局に説明を願う。

事務局(澤田石) (「条例案の概要」に基づき、「法人文書の管理」について説明)

小松委員 今後設置の四年制大学が地方独立行政法人となるとのことだったが、その他にはあるのか。

- 事務局(中島) 現在、市立秋田総合病院で地方独立行政法人化を検討していると聞いている。しかし、まだ具体的には決まっていない。
- 池村会長 ないようなので、全体を通じて何かないか。
- 藤盛委員 情報公開条例が何度も引用されているので、資料として条例の規定を入れていただきたい。
- 渡辺委員 スケジュールを確認したが、平成25年の条例公布でいいか。
- 事務局(中島) 施行が26年の4月、条例案の提案を今年の12月議会としている。規則等の制定については、委員会に諮問する予定であるので、委員会の条項については先行することを考えている。
- 渡辺委員 条例施行前に作成された文書については、どのような手続で歴史的公文書になっていくのか。
- 池村会長 つまりは過去文書の取扱いのことである。
- 事務局(中島) 永年保存文書については、歴史的価値を有する重要な文書がほとんどなので、市長に移管した文書と見なすことが十分可能である。しかし、すぐにそれら全ての目録を作成して、公表することは事実上不可能なので、本市としては、やれる部分から計画的に行うこととなる。
- 渡辺委員 永年保存文書については問題ないと思っているが、保存期間10年とされているもののうち重要とされるものが、廃棄されていくのが心配である。条例が施行されると作成される文書で手一杯になり、それまで保存されている重要な文書が機械的に廃棄されないようにしてほしい。
- 事務局(中島) 現在、文書取扱規程に基づき、秋田市歴史資料の保存に関する要綱ができています。この要綱に基づき、5年保存文書、10年保存文書については廃棄文書目録というものを提出してもらい、歴史資料担当がそれを選定する作業を行っている。人数、スペースの関係上、実物を見ての作業はできていないが、今後、条例に沿った形の運用ができるよう要求を続けていきたいと考えている。
- 池村会長 それでは、次に、議事の(3)「その他」について事務局から説明



願う。

事務局(澤田石) 次回以降の開催予定について説明させていただく。事務局としては、第3回の開催予定を5月の第4週、第4回を6月の第5週、第5回を9月の第3週で調整させていただきたいと考えている。都合の悪い日については、「検討委員会スケジュール確認票」に×を付けてFAXで送付していただきたい。

池村会長 これについて質問等あるか。  
なければ、事務局で他に何かあるか。

事務局(西谷) (「本庁舎の防火設備」に基づき説明)

池村会長 それでは、3の「その他」に移る。何かあるか。

池村会長 ないようなので、以上で第2回秋田市公文書管理条例(仮称)検討委員会を終了する。